

共済ながさき



不老山花と光のフェスタ（松浦市）

もくじ

平成28年度 事業計画及び予算の概要	2
ホームページのご案内	6
長崎県市町村職員共済会館の駐車場のご案内	6
組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について	7
組合員の氏名・住所変更に伴う手続きについて	7
養育特例制度のお知らせ～3歳未満の子を養育している方は必ずお読みください～	8
「ねんきん定期便」の表示誤りについて（お知らせ）	10
新たな地共済年金情報Webサイトがリニューアルされました	11
お口の健康アドバイス	12
よくわかる健康講座	14
保健課からのお知らせ	17
短期経理について	17
平成28年度 保健事業の内容	18
健康づくり研修及び健康づくり講座を実施します	19
年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう 特定健康診査受診券が交付された方は、早めに受診してください	19
「お口のチェック受診助成券」を送付します	19
貸付事業のご案内	20
遺族附加年金事業のご案内	20

平成28年度 事業計画及び予算の概要

去る2月22日長崎県市町村職員共済会館において開催されました第165回組合会におきまして平成28年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要をお知らせします。

組合の概要

所 属 所	市	13	平成28年度末推計		
	町	8	組 合 員 数	14,352人	
	一部事務組合等	12	任 意 継 続 組 合 員 数	244人	
	計	33	被 扶 養 者 数	17,620人	
平均給料額			長 期	381,472円	
			短 期・福 祉	389,120円	

標準報酬月額・標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

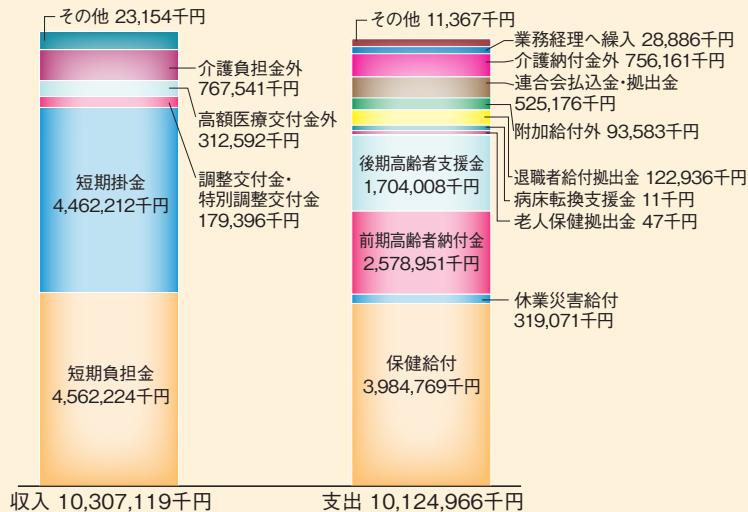
(単位：千分率)

区 分		市町村長・特 別 職 一 般・特定消防	船 員	長期組員	職員団体 専従職員
短 期	短 期 掛 金	49.995	49.46	2.09	49.995
	短 期 負 担 金	52.03	54.6	2.09	52.03
	介 護 掛 金	6.33		—	6.33
	介 護 負 担 金	6.33		—	6.33
	調 整 負 担 金	0.2		0.2	0.2
	公 的 負 担 金	0.31		0.31	0.31
厚生年金 保 険	組 合 員 料 (4～8月)	86.39		—	86.39
	保 険 料 (9～3月)	88.16		—	88.16
	所 属 所 分 (4～8月)	86.39		—	86.39
	負 担 分 (9～3月)	88.16		—	88.16
	公 的 負 担 金	37.7		37.7	37.7
退 職 等 年 金	掛 金	7.5		7.5	7.5
	負 担 金	7.5		7.5	7.5
経 過 的 長 期	負 担 金	0.187		0.187	—
保 健	掛 金	1.5		—	1.5
	負 担 金	1.5		—	1.5
事 務 費 負 担 金 年 額		組員1人当たり 10,950円			
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 年 額		組員1人当たり 1,0288円			

- 1 事務費負担金10,950円の内訳は、4月940円、5月以降910円とする。
- 2 上記のほか、基本追加費用率（厚生年金保険分）千分の14.9（長崎市16.5、佐世保市15.5、島原市15.7、諫早市15.6、大村市15.6）及び、基本追加費用率（経過的長期分）千分の1.8（長崎市2.1、佐世保市1.9、島原市2.0、諫早市2.0、大村市1.9）並びに恩給組合条例給付金負担率（平成27年度決算後に確定）による負担金がある。
- 3 特別職とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職員（市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長を含む。）及び同項第3号等の特別職の職員をいう。
- 4 長期組員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組員（75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者）をいう。
- 5 短期の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金をいい、厚生年金保険の公的負担金とは、基礎年金拠出金に係る公的負担金をいう。

短期経理

この経理は、組合員とその家族の病気や負傷、出産、埋葬に要した費用等に係る給付を行う経理です。平成28年度も依然として厳しい財政状況下にあり、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う財政調整事業の調整交付金等を受けながら事業運営を行うこととなります。



左記の収支見込みにより生じた当期短期利益金170,773千円については、前年度から繰り越す見込みの短期繰越欠損金170,506千円を補てんし、また、当期介護利益金11,380千円については、前年度から繰り越す見込みの介護繰越欠損金11,058千円を補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、589千円となる見込みです。

厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付、基礎年金拠出金等を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金・組合員保険料	19,263,042千円
支出……負担金払込金・組合員保険料払込金	19,263,042千円

退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金・掛金	1,287,316千円
支出……負担金払込金・掛金払込金	1,287,316千円

経過的長期経理

この経理は、旧職域相当部分及び平成27年9月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金	152,350千円
支出……負担金払込金	152,350千円

経過的長期預託金管理経理

この経理は、長期経理の資金運用の一部を連合会から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金	48,853千円
支出……支払利息	48,853千円

業 務 経 理

この経理は、組合の業務に係る諸費用を賄うための経理で、組合員1人当たりの事務費負担金の年額は、地方公共団体負担金（短期分）6,080円、短期経理より繰入2,015円、連合会交付金4,646円となります。

収支見込みの状況

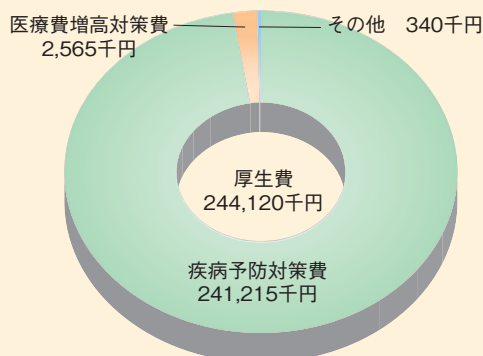
収入……負担金外	265,953千円
支出……人件費・事務費外	253,642千円
当期利益金	12,311千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金12,311千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金623,241千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、635,552千円となる見込みです。

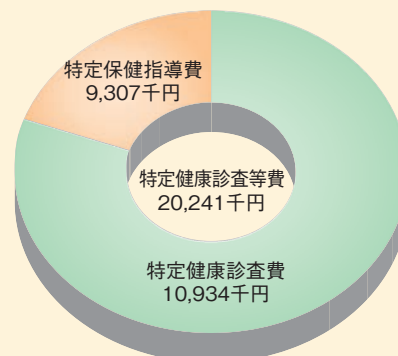
保 健 経 理

この経理は、組合員とその家族の毎日の生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、各種検診事業、健康の保持増進、医療に対する認識の啓発活動を行い、健康づくりの支援、特定健康診査、特定保健指導等の事業を行う経理です。

◆事業（厚生費）の概要



◆事業（特定健康診査等費）の概要



収支見込みの状況

収入……負担金・掛金外	278,751千円
支出……厚生費外	311,711千円
当期損失金	32,960千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金32,960千円については、前年度から繰り越す見込みの欠損金補てん積立金及び積立金1,208,184千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,175,224千円となる見込みです。

貯 金 経 理

この経理は、組合員の給料から控除してお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、組合員の財産づくりと豊かでゆとりある生活設計に役立つよう設けられた貯金事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金外	143,031 千円
支出……支払利息外	88,039 千円
当期利益金	54,992 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金54,992千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金1,147,755千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,202,747千円となる見込みです。

貸 付 経 理

この経理は、組合員に臨時の支出が必要な場合、または住宅取得等に必要な資金を貸し付ける事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……組合員貸付金利息外	94,142 千円
支出……支払利息外	61,363 千円
当期利益金	32,779 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金32,779千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金1,527,118千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,559,897千円となる見込みです。

その他に次の議件が議決されました

- 1 平成27年度事業計画及び予算の変更について
- 2 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について

平成28年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

ホームページのご案内



当組合のホームページでは、病気・ケガ等に関する短期給付、年金に関する長期給付についてのご案内や、特定健康診査・特定保健指導、福祉事業のご案内など新しい情報の提供を行っています。

また、手続き方法がすぐに分かる「こんなとき、こんな手続き」や、毎月公開される「人間関係スッキリ術」「生活習慣病予防レシピ」などの生活に役立つコンテンツも満載ですので、是非ご活用ください。

ホームページはこちら

→ <http://www.nagasaki-kyosai.jp/>

長崎県市町村職員共済組合

検索

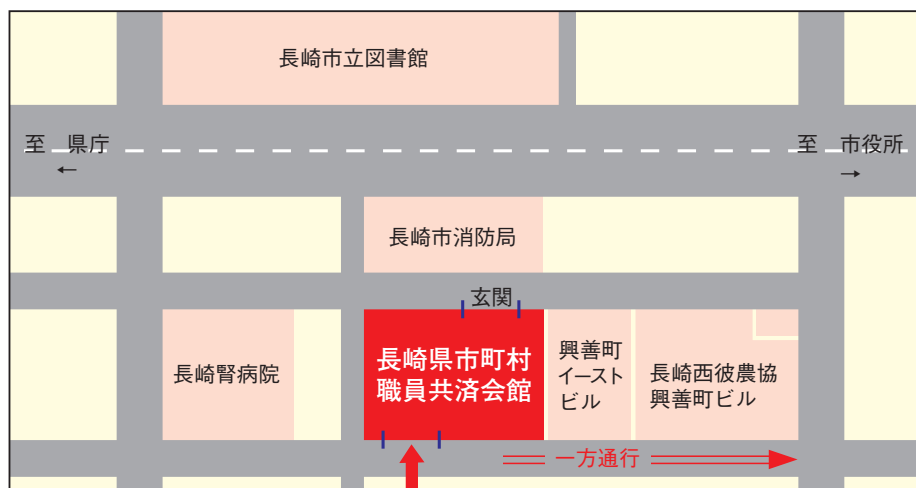
長崎県市町村職員共済会館の駐車場のご案内

組合員の皆様が、会議、研修等のため車を使用して長崎市内へお越しの際は、当組合の地下駐車場をご利用できます。ただし、台数に限りがありますので、ご利用できない場合があります。

ご利用の際は、以下の連絡先へ事前にご連絡願います。

連 絡 先	長崎県市町村職員共済組合 総務課庶務係 電話番号：095－827－3137
利用時間	午前8時30分から午後5時15分まで

地 図



地下駐車場出入口

組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について

年度末・年度始めは就職や退職など、組合員及びご家族の異動が多い時期です。4月には特に次のような被扶養者の異動が多くなりますので、次のような事例が生じた場合は、所属所の共済組合事務担当課へ連絡し、必要な手続きを行ってください。

1 他の健康保険に加入した場合

お子様や配偶者が就職し、就職先で健康保険に加入した場合は、認定取消となります。



2 パートやアルバイトの収入額が恒常的に月額108,333円を超える見込みである場合

パートやアルバイト先で、昇給や雇用形態の変更により収入が増加し、月額108,333円を超える場合は、収入が増加した時から認定取消となります。



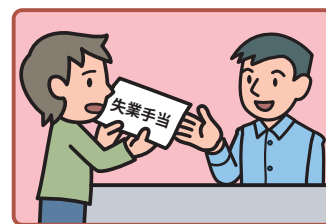
3 別居している被扶養者で、被扶養者本人の収入が組合員の援助額を上回ったとき

別居しているお子様などが、大学等を卒業し、アルバイトの収入増加などの理由により、組合員からの生活費の援助額より収入額が多くなる場合、援助額と収入額が逆転した時から取消となります。



4 雇用保険の失業手当を受給する場合

退職後、失業手当（給付日額3,612円以上）を受給し始めた場合、認定（支給）期間の初日から認定取消となります。



以上のような事例に該当する場合、事例発生後の **組合員被扶養者証につきましては使用することができません** ので、速やかに所属所の共済組合事務担当課へ返納してください。

なお、資格喪失及び認定取消後に組合員証等を使用し、医療機関で受診をしている場合、その医療費を返還していただくこととなりますので、十分にご注意ください。

組合員の氏名・住所変更に伴う手続きについて

組合員が氏名又は住所を変更した場合、所属所を通じて速やかに「氏名・住所変更届書」を提出する必要があります。また、添付書類として氏名変更ならば戸籍、住所変更ならば住民票等が必要となります。

なお、氏名を変更する場合は、それまで使用していた組合員証等については上記届書と併せて各所属所の共済組合担当課へご提出ください。

また、氏名を変更する場合は、当組合へ届出している給付金等受取金融機関の指定口座の **名義変更手続きを銀行にて必ず完了**してください。

養育特例制度のお知らせ

～3歳未満の子を養育している方は必ずお読みください～

被用者年金制度の一元化（以後、「一元化」といいます。）に伴う制度改正等については、これまで何度かお知らせしておりますが、今回は一元化により平成27年10月から新しく始まった養育特例制度についてお知らせします。

【養育特例制度とは】

3歳に満たない子を養育し、または養育していた組合員（被保険者）について、養育期間中の標準報酬月額が当該子の養育を開始した月（子が出生した月、子を養子とした月等）の前月より低くなった場合に申し出を行うことにより、年金額の計算を行う際、養育期間に係る標準報酬月額について、養育前の高い標準報酬月額を適用させることができます。この特例を「養育特例制度」といいます。

【留意事項】

- 子を扶養に入れていなくても適用されます。
- 父母どちらにも適用されます。
- 2年間は遡及して適用することが可能です。

【養育特例を受けることができる期間】

養育特例の開始・終了時期については、次のとおりです。

- 開始…3歳に満たない子を養育することとなった日（※）の属する月
 - ※ 子が出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等です。
- 終了…次に該当することとなった日の翌日の属する月の前月
 - ・養育している子が3歳に達したとき
 - ・組合員が死亡したとき又は退職したとき
 - ・他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
 - ・子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
 - ・育児休業等（掛金免除）を開始したとき
 - ・産前産後休業（掛金免除）を開始したとき
 - ・被保険者が70歳に到達したとき

【届出に必要となる書類】

- 特例の適用を受ける場合…「養育期間標準報酬月額特例申出書」
（様式は、所属所共済組合事務担当課にあります。）
 - ・必要添付書類
 - ① 子の生年月日及びその子と届出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書または戸籍抄本
 - ② 子を養育することとなった年月日を証する書類
 - ③ 世帯全員の住民票
- 特例の適用が終了する場合…「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」
 - ※ 養育している子が3歳に達したとき、組合員が退職又は死亡したとき、被保険者が70歳に到達したときについては、同届出書は不要です。

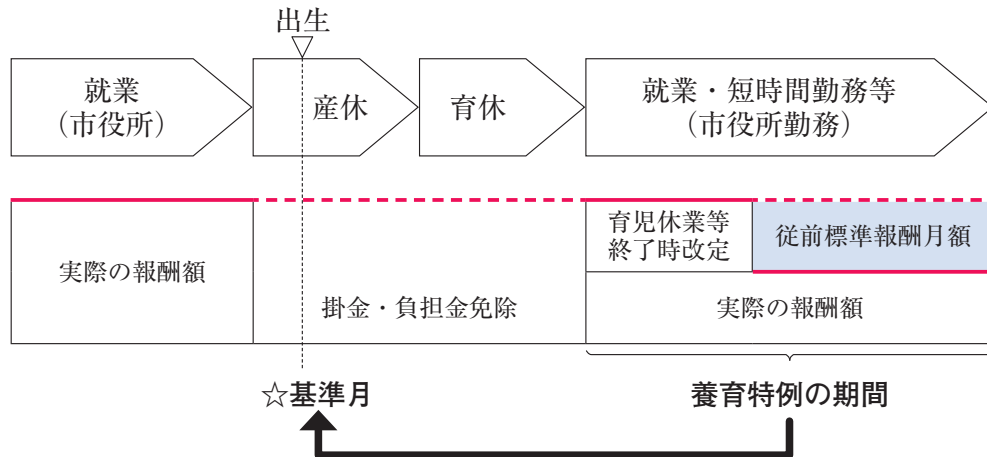
【具体的な事例】

※ 例では育児休業したケースをとりあげておりますが、必ずしも育児休業を行っていることが前提ではありません。

事例Ⅰ 3歳に満たない子が1人の場合

—— 掛金等を算定するときの標準報酬月額

- - - 年金額を算定するときの標準報酬月額

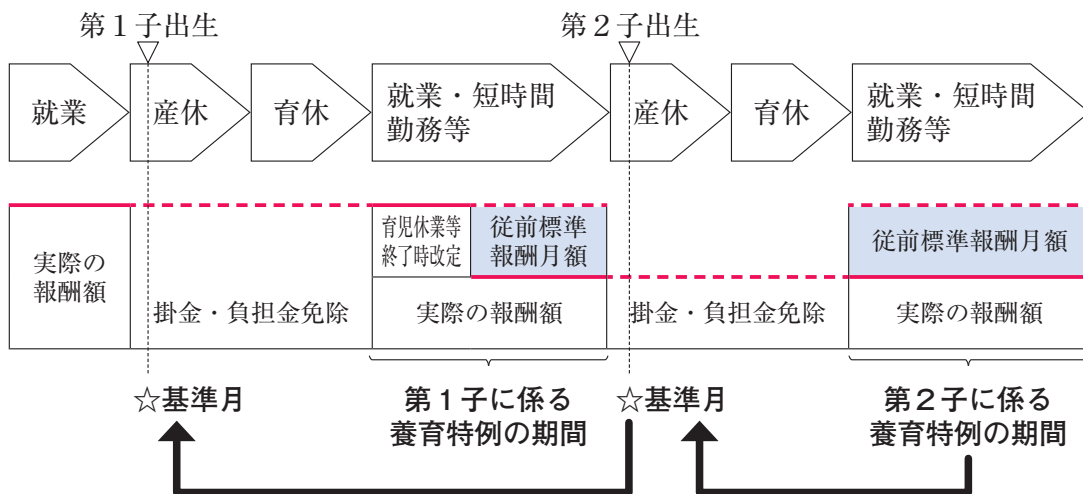


短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額を下回っているため、基準月の標準報酬月額が年金額の算定の基礎となります。

事例Ⅱ 3歳に満たない子が複数いる場合

—— 掛金等を算定するときの標準報酬月額

- - - 年金額を算定するときの標準報酬月額



第2子に係る産前産後休業開始によって、第1子に係る養育特例の終了がなかったとしたならば、第2子の基準月において、第1子の従前標準報酬月額がみなされる場合、その額を第2子の従前標準報酬月額に引き継ぐことができます。

【養育特例に該当するものと思われるケース】**○育児部分休業や育児短時間勤務を取得している組合員**

部分休業等により給料が減額され、育児休業終了時改定により標準報酬月額を減額改定している場合に、養育特例を届け出て従前の標準報酬月額を年金算定の基礎とすることができます。

○標準報酬月額が随時改定により減額改定した組合員

3歳に満たない子を養育していれば、養育特例を届け出て従前の標準報酬月額を年金算定の基礎とすることができます。

○一元化（平成27年10月1日）施行時の取扱いに該当する組合員

3歳に満たない子を養育している組合員で、平成27年10月1日からの標準報酬月額と当該子の出生日の前月当時の長期掛金の標準となった給料月額に手当率（一般職：1.25、特別職：1）を乗じた額を標準報酬等級表（※）に当てはめた額とを比較して、後者の額が高い場合に届け出ることができます。

※ 標準報酬等級表は、昨年10月中旬以後に配付しておりますリーフレット「平成27年10月から 標準報酬制が導入されます」の8ページに掲載しております。不明な場合は所属所共済組合事務担当課または当組合年金課までお問い合わせください。

●養育特例に関しご不明な点等ございましたら、共済組合年金課（095-827-3140）までお問い合わせください。

▶「ねんきん定期便」の表示誤りについて(お知らせ)◀

組合員のうち12月生誕者、1月生誕者の対象者へ所属所共済組合事務担当課を経由し「ねんきん定期便」を配付しましたが、「ねんきん定期便」を作成するシステムのプログラム誤りにより、下の【誤り箇所】について表示されている内容に誤りがありました。

今回配付した「ねんきん定期便」の差替えは送付しない予定とされておりますが、来年以降に送付する「ねんきん定期便」においては正しく表記されますので、御了承願います。

なお、皆様が将来受給する年金額に影響はありません。

【誤り箇所】**○12月生誕者で50歳以上の方及び1月生誕者の方**

- ①平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率について『81/1000』で保険料納付額を算出すべきところ、平成15年3月までの保険料率である『103.5/1000』で保険料納付額を表示していた。
- ②平成15年4月以降の標準賞与額に係る保険料納付額を算出する場合、計算の基礎となる標準賞与額は千円未満の額を切り捨てて保険料納付額を算出すべきところ、千円未満の額を切り捨てないままの標準賞与額を用いて保険料の納付額を算出していた。
- ③標準報酬月額の最高限度額及び最低限度額については、期間により異なるが、その表示額について変更前の最高限度額及び最低限度額が表示されていた。

○1月生誕者の方で50歳未満の方

公務員厚生年金期間の老齢厚生年金の額に、経過的職域加算額が含まれていなかった。

新たな地共済年金情報Webサイトがリニューアルされました

新たな地共済年金情報Webサイトは、被用者年金制度の一元化を踏まえた以下の内容で、リニューアルされました。

なお、平成27年3月31日まで稼働しておりました従前の地共済年金情報Webサイトにてご利用いただいていたおりましたユーザID・パスワードについては、失効しておりますので、再度利用申込する必要があります。

●閲覧できる内容

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額（※1）
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

●利用できる方

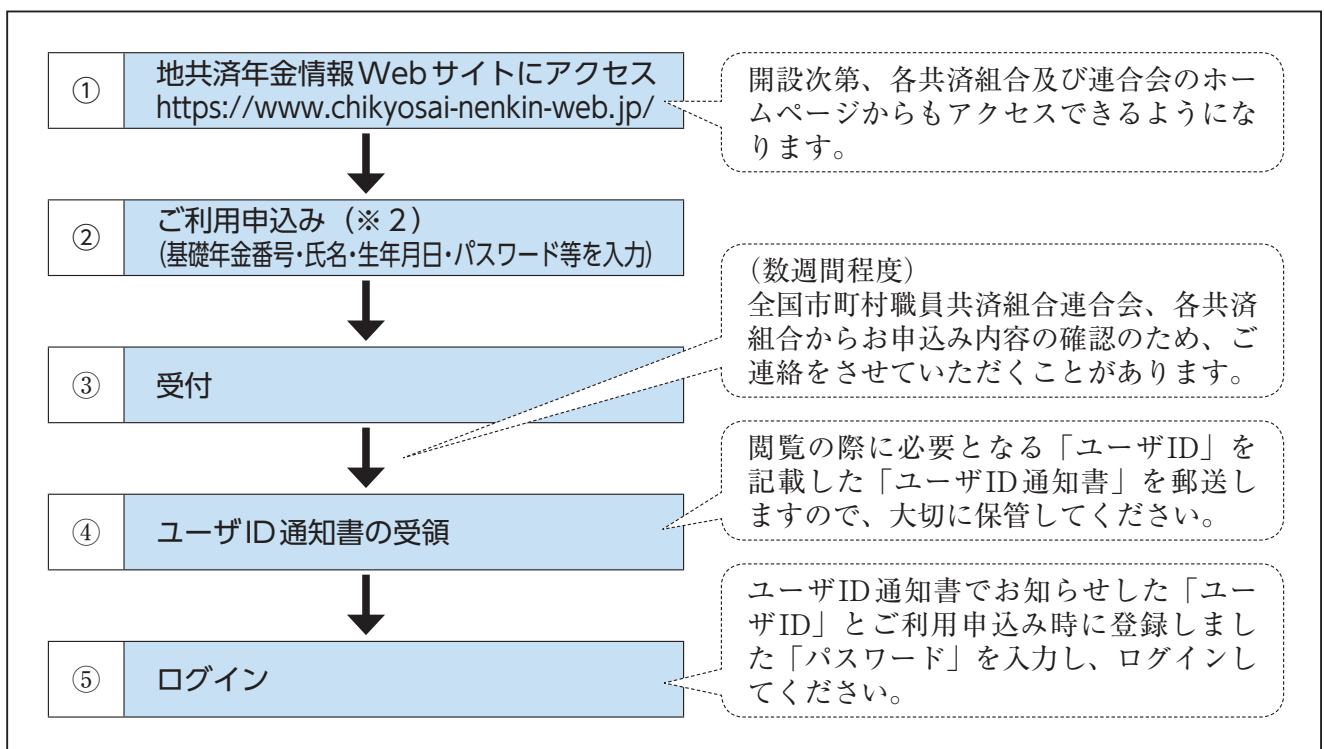
- ①組合員
- ②組合員であった方

●ご利用時間

毎日24時間365日まで
（サーバーのメンテナンス時を除く。）

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、法律で定められた年齢での年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

◆閲覧までのおおまかな流れ



※2 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

●相談窓口（Webサイト用）

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

☎03-5210-4607（9時～17時（土・日・祝日を除く））

お口の健康アドバイス



医療情報委員会 委員
古豊育太郎 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会医療情報委員会委員の古豊育太郎です。お口の健康についてお話させていただきます。

むし菌や歯周病などを未然に防ぐには定期検診ももちろんですが、ご自身での日頃のケアも非常に重要です。今回は皆さんが普段お使いの歯ブラシについてです。

そもそも歯磨きは食べかすだけでなく、プラーク（歯垢）と呼ばれるむし菌菌や歯周病菌のかたまりを取り除くためにするものです。プラークは磨き残しにより特に歯と歯の間、歯と歯ぐきの間、奥歯の溝、奥歯の側面に停滞しやすくなっています。歯ブラシは様々な種類のものが発売されていますが、まず毛束が並んでいるヘッドの部分は、小さめのほうが良いです。最近は歯ぐきマッサージも同時に行えるようにヘッドを大きくしている歯ブラシもありますが、その場合、小回りが効かないので奥歯に磨き残しが出やすくなります。

歯ブラシの硬さは好みがあると思いますがやわらかめ、もしくはふつうが良いでしょう。かための歯ブラシで磨いた場合に何が問題かという点、毛先に弾力や抵抗感がある分、歯と歯ぐきの間などに毛先が入らず磨き残しがあっても、しっかりと磨いたという感覚が得られやすかったり、力を入れすぎて歯の表面を知らず知らずのうちに削ってしまい知覚過敏と呼ばれる歯がしみる症状がでる恐れがあります。歯ぐきの

表面も擦りすぎで痛めてしまう原因となります。やわらかめの歯ブラシは毛先がやわらかい分、毛束が広がりやすいので歯ブラシの交換時期が早まるという点がありますが、細かい部分に毛先が入って汚れをかき出してくれます。歯ぐきの状態が安定しているのであればふつう、歯ぐきから出血があればやわらかめで丁寧に磨いてください。

また、歯と歯の間など歯ブラシだけではプラークを取り除くのが難しい部分では補助器具の使用をおすすめします。主なものとしては歯間ブラシや、一般的に糸ようじと呼ばれるフロスがあります。歯と歯の間は普段歯磨きをきちんとしているつもりでも特にむし歯になりやすい個所です。これらの器具を使って隠れたプラークを落とすことにより、むし歯をより未然に防ぎやすいと言えるでしょう。歯ブラシを含めこれらの器具は正しい使い方をしないと本来の効果を発揮しません。ご自分で磨くのがなかなかうまくいかない方はかかりつけの歯科医院で指導を受けられてみてください。



フロス（ホルダータイプ）

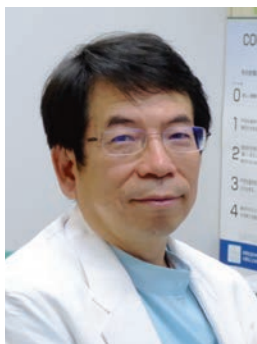


歯間ブラシ

よくわかる健康講座

ステキに歳を重ねましょう

最近の結核—潜在性結核感染の診断と治療について—



長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2127 (健診部直通)
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
副院長 福島喜代康
日本呼吸器学会専門医・指導医、日本感染症学会専門医・指導医、日本肺がんCT検診認定医師、
日本結核病学会結核・抗酸菌症指導医、日本結核病学会評議員、日本呼吸器内視鏡学会評議員

●我が国の結核と潜在性結核感染症

結核はもう過去の病気だと思いませんか？ 時々テレビやラジオでも放送されているように全世界的には多くの人が結核に感染しています。世界中で年間に960万人が新規に結核を発病し、150万人が結核で亡くなられています。最新のデータでは、我が国の2014年の新規結核は19,615人で、新規の結核罹患率（対人口10万人あたり）は15.4であり、年次的に緩やかに減少傾向が続いています。しかし、我が国はまだ中蔓延国であり、欧米先進国（低蔓延国）と比較して約3～4倍近く高い状況です（図1）。また、結核患者さんの高齢化が進行しており、70歳以上が全体に占める割合は58.2%に上昇しています。2020年東京オリンピックまでに罹患率10を切って低蔓延国になることが要望されていますが、かなり厳しいmissionであると思います。

過去5年間の都道府県別の新規結核罹患率を表1に示しました。大阪が毎年1位を維持していますが、平成26年では残念ながら長崎は東京を抜いて第2位になってしまいました。長崎の結核が多い明確な理由はわかりませんが、高齢者が多いこと、受診の遅れ、診断の遅れなどが考えられます。

我が国の結核罹患率のさらなる減少のために、活動性結核の早期診断、早期治療のみならず、

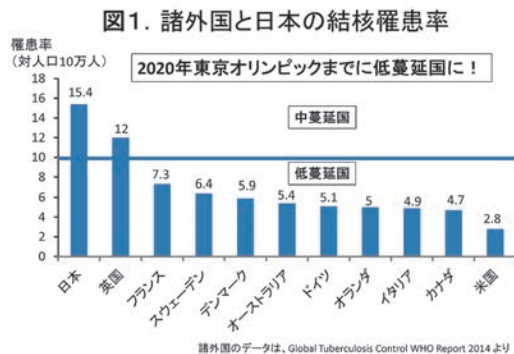


表1. 都道府県別の結核罹患率の年次推移
(人口10万人当たり)

報告年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1位	大阪 29.9	大阪 28.0	大阪 27.1	大阪 26.4	大阪 24.6
2位	長崎 23.3	徳島 23.6	東京 21.7	和歌山 20.6	長崎 21.7
3位	東京 23.1	和歌山 23.5	沖縄 21.2	東京 20.1	和歌山 19.4
4位	愛知 22.5	東京 22.9	徳島 21.1	長崎 19.9	東京 18.8
5位	兵庫 20.9	岐阜 21.0	奈良 20.5	兵庫 19.8	京都 18.7
6位		長崎 21.0	長崎 20.3		

潜在性結核感染症 (latent tuberculosis infection ; LTBI) の早期発見、早期治療も重要になります。

このLTBIは2000年に米国胸部疾患学会と米国疾病管理予防センターが共同で提唱した新しい病気です。すなわち、明らかな臨床的な症状（咳、痰、発熱、胸痛など）も細菌学的所見（喀痰の結核菌塗抹・培養陽性）もなく、さらにX線画像上でも結核を疑う所見はないのですが、結核菌が体に入り、感染していること自体が潜在的な病気（LTBI）であるとされています（表3参照）。

近年、結核の予防ワクチンであるBCGには存在しないESAT-6とCFP-10という結核菌特異抗原が発見され、新しい免疫学的診断法としてインターフェロン- γ (IFN- γ) 遊離検査 (interferon- γ release assay: IGRA) が開発されました。IGRAのクオンティフェロン[®]TB (QFT-2G) は活動性肺結核患者さんの89.0%に陽性で健常者では1.9%に陽性(特異度98.1%)で、活動性肺結核診断の有用性が2004年に報告されています。諫早市赤病院ではQFT検査を2005年8月より院内で検査しています。

表3. 結核感染から発症、進展の臨床的免疫学的所見 (私案)

感染状態 検査所見など	結核菌感染後 非発症 LTBI 潜在性結核感染	活動性結核	
		初期	進展期
QFT-3G	+	+	+
症状(咳、痰、発熱など) 喀痰塗抹培養検査	-	-	-/+
胸部レントゲン所見	-	-	+
薄層胸部 CT所見	- 所見なし	+	+
感染性	-	-	-/+
治療 薬剤:治療期間	外来 INH:6ヶ月	外来 HRZS(E):6ヶ月 HRZ(E):9ヶ月	外来/入院 HRZS(E):6ヶ月 HRZ(E):9ヶ月

●IGRA検査—QFT-3GとT-スポット

IGRA検査には、現在2つの方法があります。一つは特殊な採血管（結核特異抗原が被覆されている）で採血し、血液と一緒に培養して反応させます。その後、放出されたIFN- γ 量をELISA法により定量するクオンティフェロン[®]TB-ゴールド (QFT-3G) であり、もう一つは採血後にリンパ球を精製して、結核特異抗原と培養して反応させてIFN- γ 産生細胞の数をELISPOT法でスポットの数を数えるT-スポット[®]・TB (T-スポット) です。基本的な測定原理は類似していますが、全く異なる検査法です。また、同時検査は保険では認められていません。

●QFT-3GとT-スポットの判定保留の考え方

日常診療において、IGRA検査の判定保留にしばしば遭遇します。判定保留の結果に不安を抱く患者さんや医療従事者が多くみられます。判定保留の考え方がQFT-3GとT-スポットでは全く異なるので注意が必要です（表2）。

まず、QFT-3Gでの判定保留は基本的に“陰性”です。一方、T-スポットでの判定保留は基本的に“再検査”です。T-スポットの判定保留は“再検査”が推奨されています。我々は結核接触者検診や初期肺結核でのT-スポットの陽性率が低いことを経験しており（後述）、再度T-スポットで再検査するよりもQFT-3Gでの再検査を推奨したいと思います。

表2. IGRA検査の「判定保留」の考え方

●QFT-3Gでの判定保留は基本的に“陰性”である

感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引きより(改訂第5版2014年3月)

1. 陽性と判定する場合: 結核感染率が高いと推定される対象群
(例: 接触者検診でQFT陽性率15%以上の集団など)
2. 経過観察が必要な場合(被検者が高リスクでない場合: 1ヶ月後再測定、接触者健診の場合: 3ヶ月および/あるいは6ヶ月後の再測定)
3. 陰性と判定する場合: 結核感染率が低いと推定される対象群
(例: 医療従事者の定期健診等)

●T-SPOTでの判定保留は基本的に“再検査”である

(インターフェロン γ 遊離試験使用指針2014年5月日本結核学会予防委員会より)

結果が「判定保留」となった場合、「陽性」または「陰性」の判定結果自体は有効だが、数値が8以上または4以下となった場合と比較して、信頼性がやや低下する可能性があるため、「判定保留」の場合には再検査を推奨。

●QFT-3GとT-スポットの比較検討

活動性結核患者でのQFT-3GとT-スポットの比較でどちらが優れているかの判断は難し

く、まだ、十分検討されていません。しかし、最近、諫早市赤病院で活動性肺結核（TB）70例およびLTBI 8例においてQFT-3GとT-スポットの臨床的性能について同時採血による直接比較検討を行いました。TBおよびLTBIにおいてQFT-3Gの陽性率がT-スポットより共に有意に高い結果でした（図2）。外注T-スポット検査は、従来の報告よりは陽性率が低下していることに注意が必要であると思われます。

●結核感染から発症、進展の臨床的免疫学的所見

結核菌感染後、発病は感染例の約10～20%です。

次に、感染約2～3ヵ月過ぎたLTBIではQFT-3Gが陽性となるのみで、薄層胸部CT所見も見られない状態です。さらにLTBIが無治療で経過した場合、胸部レントゲンで異常所見なく、薄層胸部CT検査で粒状影や結節影とその集簇の結核初期病変の所見が認められ初期結核となります。さらに、時間が経過すると咳、痰、発熱などの臨床症状が出現し進展した活動性肺結核となります。胸部レントゲンで結節影、浸潤影、空洞影が見られ、薄層胸部CTでも状影や結節影とその集簇および浸潤影、空洞影が見られるようになり、感染性が高くなります。進展した肺結核は隔離のため入院し抗結核による標準治療が必要になります。

治療としては、総合的にLTBIと診断した場合は、抗結核剤（イソニアジドINH）の内服治療（6ヵ月）が必要となります。一方、活動性肺結核と診断されれば、抗結核薬4剤（INH、リファンピシンRFP、ピラアジナマイドPZA、エタンブトールEB）治療6ヵ月ないし抗結核薬3剤（INH、RFP、EB）での治療9ヵ月が必要となります。

●最後に

結核の既感染者の約3～4割はQFT-3G、T-スポットともに陽性になりますので、高齢者の患者さんでQFT-3GやT-スポットが陽性の場合、高齢者結核なのか高齢者の結核既感染かの鑑別は非常に困難な場合も多々あります。

この場合は、結核の診断には、QFT-3GやT-スポットだけでなく、患者さんの基礎疾患、最近の結核菌曝露状況などの患者さんの背景や喀痰検査（塗抹、培養、遺伝子検査）および薄層胸部CT検査も含めて総合的な結核感染診断が重要となります。時には、慎重な経過観察が必要です。

最近では高齢者の結核が多く、時には誤嚥性肺炎や難治性肺炎と診断されることもかなりあります。昔の若い結核患者さんと異なり、高齢者の結核診療は診断、治療ともに難しいことが多いため、長崎県内の結核専門病院への早期紹介、早期受診が望ましいと思います。表4に長崎県の結核病床（稼働病床）を有する指定医療機関を示します。

結核はまだまだ身近に存在しており、特に高齢者の結核が多いため高齢者の肺炎では肺結核も十分考えることが重要であることを強調したいと思います。

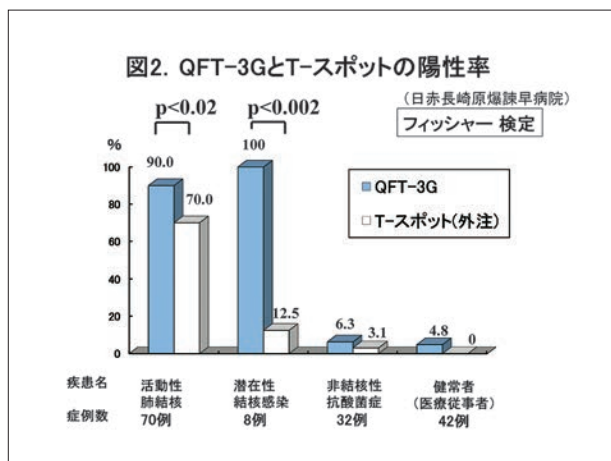


表4. 長崎県の結核病床(稼働病床)を有する指定医療機関

所轄保健所	医療機関	結核病床
長崎市保健所	長崎大学病院	6床
長崎市保健所	長崎みなとメディカルセンター・市民病院	13床(予定)
長崎県央保健所	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	20床
長崎県央保健所	諫早総合病院	8床
長崎県央保健所	長崎川棚医療センター	5床
佐世保市役所	佐世保市立総合病院	20床
長崎県五島保健所	長崎県五島中央病院	10床
長崎県老岐保健所	長崎県老岐病院	6床

厚生労働省の第二種感染症指定医療機関の指定より改変

保 健 課 か ら の お 知 ら せ

～短期経理について～

今回から2回にわたり、短期経理について説明します。1回目は財源率に関する内容です。

短期経理の支出は、療養の給付、療養費、出産費等の保健給付、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金などの高齢者医療拠出金等があり、平成28年度の内訳は右の一覧表のとおりです。

保 健 給 付	約40億円
高齢者医療拠出金	約44億円
そ の 他	約17億円
支 出 総 額	約101億円

平成28年度は短期経理の支出総額を約101億円と見込んでおり、この費用は、皆様の給料から天引きさせていただく「掛金」と地方公共団体から納入いただく「負担金」によって賄われます。

※支出総額を賄う掛金、負担金を納入していただくために設定する率

平成27年度、平成28年度の財源率※について

	財源率		掛金率	負担金率
平成27年度	101.12%	➡	50.56%	50.56%
平成28年度	104.06%		49.995%	52.03%

◆◆◆注 目◆◆◆

掛金率と負担金率の割合は、原則折半となっていますが、当組合は平成28年度に、全国市町村職員共済組合連合会の財政調整事業、特別財政調整事業の適用を受ける予定であることから、掛金率、負担金率が折半となっていません。

財政調整事業、特別財政調整事業については次号（7月発行予定）の共済ながさきにて説明します。

～平成27年度と平成28年度の1か月当たりの掛金を比較～

《標準報酬月額（扶養手当等の諸手当を含む）が30万円の組合員の場合》

平成27年度

$$\begin{array}{rcl} 300,000 \text{円} & \times & 50.56\% \\ \text{標準報酬月額} & \text{掛金率} & \text{平成27年度の掛金} \end{array} = 15,168 \text{円}$$

平成28年度

$$\begin{array}{rcl} 300,000 \text{円} & \times & 49.995\% \\ \text{標準報酬月額} & \text{掛金率} & \text{平成28年度の掛金} \end{array} = 14,999 \text{円}$$

169円の減少

☆☆今回のポイント☆☆

長崎県市町村職員共済組合の平成27年度財源率は全国で6番目に高い状況です。

平成28年度の掛金率は平成27年度より減少していますが、財源率は増加して設定する必要があります。

したがって、平成28年度の短期経理の財政状況は平成27年度よりも厳しくなっています。

平成28年度 保健事業の内容

共済組合では、組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、健康教育等を目的とした各種保健事業を実施しています。

平成28年度の保健事業の内容についてお知らせします。

事業名	募集人員	事業内容
2 日 ド ッ ク 助 成	1,900 人	契約医療機関において、組合員及び被扶養者のうち <u>年度内に19歳以上となる者が</u> ドックを受診した際の費用の一部を助成する。 2日ドック助成額…44,000 円 (PET ドックの場合は 55,000 円)
1 日 ド ッ ク 助 成	2,100 人	1日ドック助成…33,000 円 (PET ドックの場合は 55,000 円) 新規
節 目 ド ッ ク 助 成	1,000 人	契約医療機関において、組合員のうち年度内に <u>40 歳、45 歳、50 歳又は 55 歳となる者が</u> ドックを受診した際の費用の一部を助成する。 ※対象者全員に助成券を配布 助成額…55,000 円 (PET ドックの場合は 77,000 円)
お 口 の チ ェ ッ ク	1,000 人	契約医療機関において組合員及び被扶養者（ <u>年度内に13歳以上となる者が</u> ）がお口のチェックを受診した際の費用の全額を助成する。
イ ン フ ル エ ン ザ 予 防 接 種 助 成	6,000 人	組合員及び被扶養者が平成28年10月から平成29年3月にインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。（年度内に1人1回限り1,500 円） ※ただし、地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。
新規 健 康 づ く り 研 修	—	組合員を職場、各市町民のリーダーとして育成するため、共済会館にて講演を実施する。（年3回） なお、出席者へ旅費（交通費、日当、宿泊費）を助成する。 講演項目：休養・こころの健康づくり
健 康 づ く り 講 座	—	所属所依頼形式 講座開催を希望する所属所へ講師を派遣し、健康づくりを目的とした講演を実施する。（講師派遣に係る費用を助成） 地区別開催形式 共済組合が健康づくりを目的に講演内容を決定し、長崎地区、県北地区、県央・大村・東彼地区、島原・雲仙・南島原地区にて各地区1回ずつ講演を実施する。
お口の健康アドバイス	—	広報誌及びホームページの活用、お口の健康に関するリーフレットの配布によりお口の健康づくりを目的に情報提供を行う。
新規 前期高齢者受診勧奨	—	前期高齢者納付金の増加を抑制するために、年度内に64歳から74歳となる組合員及び被扶養者を対象者とした受診勧奨を実施する。

保健事業を利用するには、事業の実施内容によりその他の留意事項等がありますので、詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課へお問い合わせください。

その他の保健事業として、次の事業を医療費増・対策のため実施しています。

- 医療費分析資料の作成
 - 短期給付財政安定化計画の作成
 - 所属所巡回説明会
 - 医療費通知書の配布
 - レセプト審査点検
 - ジェネリック医薬品差額通知書の配布
 - ジェネリック医薬品希望シールの配布 新規
- （ジェネリック医薬品の周知及び利用促進を図るため）

健康づくり研修及び健康づくり講座を実施します

共済組合では、組合員を職場、各市町民のリーダーとして育成する「健康づくり研修」、組合員に対する生活習慣病対策、健康の保持増進及び生きがいある生涯健康生活の構築を目的とする「健康づくり講座」を開催します。

健康づくり研修（年3回）

開催場所：長崎県市町村職員共済会館
開催時期（予定）：7月、8月、10月
講演項目：休養・こころの健康づくり



健康づくり講座

○所属所依頼形式

共済組合が医師や大学教授と講師委託契約を結び、所属所からの要望により講師を派遣し実施します。

所属所での職員研修と併せての開催も可能であり、昨年度は12所属所（32講演）において実施しました。

○地区別開催形式（各地区1回ずつ計4回）

開催場所：長崎地区、県北地区、県央・大村・東彼地区、島原・雲仙・南島原地区
開催時期（予定）：7月から10月
講演項目：
・身体活動、運動について
・歯周病について
・食生活について

年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう 特定健康診査受診券が交付された方は、早めに受診してください

今年度も生活習慣病有病者・予備群の減少を目標として、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

特定健康診査は、ご自身の健康状態を把握するための良い機会ですので、特定健康診査受診券が交付された方はすみやかに受診してください。

なお、特定健康診査受診券は5月に該当者の自宅へ送付予定です。

また、特定健康診査の受診結果によっては、特定保健指導を受けることとなり、6か月程度の期間を要しますので、特定保健指導利用券が交付された場合も早めの受診をお願いします。

「お口のチェック受診助成券」を送付します

積極的に活用し、生活習慣病とも関わりのある虫歯や歯周病の予防、早期発見に役立てましょう。

《対象者》

組合員及び年度内に13歳以上（中学生以上）となる被扶養者

《助成券の配布》

○組合員：平成28年4月以降、所属所を経由し、配布します。

○被扶養者

①特定健康診査対象者

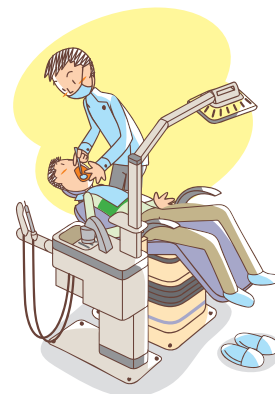
特定健康診査受診券と併せて5月上旬に自宅へ送付します。

②2日ドック又は1日ドック受診予定者

ドック受診助成券と併せて所属所へ送付します。

③①、②以外の対象者（13歳以上40歳未満の者）

4月以降、組合員の勤務先へ送付します。



貸付事業のご案内



共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする時に次のような貸付けを行っています。借入れをお考えの際は、貸付事業のご利用をご検討ください。

貸付種類	貸 付 事 由	貸 付 金 最高限度額	貸付利率 (変動利率)
普通貸付	車、電化製品などの生活必需物資の購入資金を借りるとき	200万円	年2.66%
住宅貸付	自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地の購入資金を借りるとき	1800万円	
入学貸付	入学金や家賃など入学当年中に必要な資金を借りるとき	200万円	
修学貸付	授業料や家賃など修学に必要な資金を借りるとき	180万円	
結婚貸付	披露宴費用など婚姻に必要な資金を借りるとき	200万円	
葬祭貸付	葬儀費用など葬祭に必要な資金を借りるとき	200万円	

※ 手続き等詳細につきましては、当組合ホームページ (<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>) をご覧願います。

遺族附加年金事業のご案内

この事業は、組合員の皆様に万一の事態があった場合、ご家族に一定期間保険金を支払うことにより遺族厚生年金を補完し、ご家族の生活安定に寄与することを目的とした事業です。平成28年5月に中途加入の募集を実施しますので、ぜひご加入をご検討ください。

【事業のイメージ】

